

美濃加茂市第5期障がい福祉計画  
(案)

平成30年3月  
美濃加茂市

# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	
1 計画策定の趣旨 .....	
2 計画の位置づけ .....	
3 計画の期間 .....	
4 サービスの体系 .....	
<b>第 2 章 障がいのある人を取り巻く状況</b> .....	
1 身体障がいのある人の状況 .....	
2 知的障がいのある人の状況 .....	
3 精神障がいのある人の状況 .....	
4 就学等の状況 .....	
5 雇用・就労等の状況 .....	
6 ヒアリング結果からみた現状と課題 .....	
<b>第 3 章 計画の基本方針</b> .....	
1 計画の基本方針 .....	
2 平成 32 年度の目標値 .....	
<b>第 4 章 サービス見込量と見込量確保のための方策</b> .....	
1 障がい福祉サービス及び相談支援 .....	
2 地域生活支援事業 .....	

**第5章 計画の推進にあたって.....**

- 1 計画の周知.....
- 2 計画の推進体制の充実.....
- 3 関係機関との連携.....
- 4 計画の達成状況の点検及び評価.....



## 1 計画策定の趣旨

美濃加茂市は平成 27 年に「美濃加茂市第 4 期障がい福祉計画」、平成 29 年に「美濃加茂市障がい者計画」を策定し、「美濃加茂市第 5 次総合計画」でめざす「地域の力とやる気をエネルギーとしたまち」、「将来もずっと輝き続けることができるまち」の実現に向けて、すべての障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障がい福祉施策を展開してまいりました。

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑・多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。平成 28 年 5 月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

この度、平成 29 年度には、「障害者総合支援法」に基づく「美濃加茂市第 4 期障がい福祉計画」の計画期間が終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、美濃加茂市の障がい者福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、「美濃加茂市第 5 期障がい福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、障害者総合支援法による法定計画であり、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らせるように、利用者が増加している障がい福祉サービス等について、国が定める基本指針に基づき、本市における数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。また、本計画は児童福祉法による法定計画として、障がい児についてのサービスについての整備方針を示す障がい児福祉計画を一体的に策定します。

なお、本計画は障害者基本法に基づき策定している障がい者計画の生活支援の事項のうち、障がい福祉サービスに関する 3 年間の実施計画としての位置づけとなります。

---

## 2 計画の位置づけ

---

### <法的位置づけ>

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」です。

### <市の上位・関連計画との位置づけ>

本市のまちづくりの基本方針である美濃加茂市第 5 次総合計画等の上位計画、及び他の関連計画との整合性を図り策定します。

## 美濃加茂市障がい者計画

### ◎根拠法令

障害者基本法（第11条第3項）

### ◎位置づけ

障がいのある人のための施策に  
関する基本的な事項を定める計画

### ◎計画期間

※前期障がい者計画

：平成19年度～平成28年度

※障がい者計画

：平成29年度～平成32年度

## 美濃加茂市 第5期障がい福祉計画

### ◎根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律  
（障害者総合支援法）（第88条）

### ◎位置づけ

障がい福祉サービス等の確保に関する計画

### ◎計画期間

3年を1期とする

※第1期：平成18年度～平成20年度

※第2期：平成21年度～平成23年度

※第3期：平成24年度～平成26年度

※第4期：平成27年度～平成29年度

※第5期：平成30年度～平成32年度

## 美濃加茂市障がい児福祉計画

### ◎根拠法令

児童福祉法（第33条の20）

### ◎位置づけ

障がい児福祉サービス等の確保に関する計  
画

### ◎計画期間

3年を1期とする

※第1期：平成30年度～平成32年度

## 3 計画の期間

障がい福祉計画は3年ごとに策定することとされています。本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とします。

計画の期間

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第3期計画			第4期計画			第5期計画		

## 4 サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスには、障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業があります。また、障がい児を対象とした施設・事業は、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

サービスの種類		サービスの内容	
障がい福祉サービス	①訪問系サービス	居宅介護 同行援護 重度障害者等包括支援	重度訪問介護 行動援護
	②日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労継続支援（A型） 就労定着支援 短期入所	自立訓練（機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援（B型） 療養介護
	③居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援	
	④相談支援	計画相談支援 地域定着支援	地域移行支援
自立支援医療		更生医療 育成医療 精神通院医療	
補装具		補装具	
地域生活支援事業	①必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター	
	②その他の事業	日中一時支援事業 自動車運転免許取得費の助成 自動車改造費の助成 訪問入浴サービス 知的障害者職親委託制度 パソコン要約筆記者養成研修事業 緊急通報電話貸与事業 障害者虐待防止対策支援事業	
児童福祉法に規定するサービス		児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	医療型児童発達支援 保育所等訪問支援 障がい児相談支援



## 障がいのある人を取り巻く状況

## 1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり平成 29 年で 1,753 人となっています。また、等級別に見ると平成 29 年で「1 級」が 546 人と最も多く、次いで「4 級」が 398 人、「3 級」が 382 人となっています。

年齢別に見ると、平成 24 年から平成 29 年で、増加率は「18～64 歳」で 9.7% 減となっていますが、「18 歳未満」で 10.0% 増、「65 歳以上」で 7.3% 増となっています。

表 身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区 分	等級別						18 歳 未 満	18～ 64 歳	65 歳 以 上	合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級				
平成 24 年	520	241	393	388	95	72	40	483	1,186	1,709
平成 25 年	540	243	399	387	92	73	41	481	1,212	1,734
平成 26 年	524	236	416	407	91	72	42	456	1,248	1,746
平成 27 年	518	253	414	414	90	71	38	440	1,282	1,760
平成 28 年	528	244	402	410	94	76	41	436	1,277	1,754
平成 29 年	546	255	382	398	98	74	44	436	1,273	1,753

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者を部位別に見ると、平成 29 年では「肢体不自由」が 1,002 人と最も多く、次いで「内部障害」が 506 人となっています。

表 主な障害区分別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区 分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合計
平成 24 年	91	118	14	1,039	447	1,709
平成 25 年	95	118	16	1,046	459	1,734
平成 26 年	99	121	18	1,040	468	1,746
平成 27 年	93	123	17	1,030	497	1,760
平成 28 年	93	132	15	1,015	499	1,754
平成 29 年	100	129	16	1,002	506	1,753

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

## 2 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者の推移は、年々増加しており、平成 29 年には 399 人となっています。また、等級別に見ると、平成 29 年では「B2」が 151 人と最も多く、次いで「B1」が 118 人となっています。

年齢別に見ると、平成 24 年から平成 29 年で、増加率は「18～64 歳」では 47.8% 増と大きく増えています。

表 療育手帳所持者の推移

単位：人

区 分	等級別				18 歳 未 満	18～ 64 歳	65 歳 以 上	合 計
	A・A 1	A 2	B 1	B 2				
平成 24 年	61	57	89	83	112	159	19	290
平成 25 年	62	59	91	87	111	168	20	299
平成 26 年	62	59	101	99	114	188	19	321
平成 27 年	56	62	104	123	120	205	20	345
平成 28 年	56	68	110	138	133	218	21	372
平成 29 年	58	72	118	151	140	235	24	399

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

### 3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成 29 年には 383 人となっています。また、等級別に見ると、平成 29 年で「2 級」が 266 人と最も多く、次いで「1 級」が 83 人、「3 級」が 34 人となっています。

年齢別に、平成 24 年から平成 29 年の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、増加率は「18～64 歳」で 32.9%増、「65 歳以上」で 34.9%増となっています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

区 分	等級別			18 歳 未 満	18～ 64 歳	65 歳 以 上	合 計
	1 級	2 級	3 級				
平成 24 年	62	199	24	6	216	63	285
平成 25 年	62	211	23	5	225	66	296
平成 26 年	66	223	22	7	237	67	311
平成 27 年	68	234	29	7	252	71	330
平成 28 年	75	247	36	7	274	77	358
平成 29 年	83	266	34	11	287	85	383

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

### 4 難病等のある人の状況

平成 24 年から平成 29 年の特定疾患医療受給者証所持者数の推移を見ると、増加傾向にあり、11.9%の増加となっています。

表 特定疾患医療受給者証所持者数の推移

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
所持者数	226	242	245	260	263	253

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

## 5 就学等の状況

### (1) 特別支援学校

特別支援学校の在学者数の推移を見ると、小学部が増加傾向にあり、平成 29 年度で4人増加して 27 人となっています。一方で中学部と高等部は減少傾向にあり、平成 29 年度でそれぞれ 16 人、29 人となっています。

表 特別支援学校の在学者数の推移

単位：人

学校名		美濃加茂市の在学者数					
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中濃 特別 支援 学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	2	2	0	0	0	0
	高等部	5	3	4	3	1	0
	計	7	5	4	3	1	0
関 特別 支援 学校	小学部	4	0	0	0	0	0
	中学部	0	1	1	1	0	0
	高等部	3	2	1	0	1	1
	計	7	3	2	1	1	1
可 茂 特別 支援 学校	小学部	19	23	21	21	26	27
	中学部	18	19	19	18	16	16
	高等部	31	30	29	29	32	28
	計	68	72	69	68	74	71
小学部計		23	23	21	21	26	27
中学部計		20	22	20	19	16	16
高等部計		40	35	34	32	34	29
計		83	80	75	72	76	72

資料：市学校教育課（各年度4月1日現在）

## (2) 市内の小学校・中学校の特別支援学級

平成 26 年度から平成 29 年度の特別支援学級在学者の推移を見ると、小学校では 36 人の増加、中学校では 11 人の増加となっています。

表 小学校・中学校の特別支援学級在学状況

単位：人

区分	小学校		中学校	
	学校数(学級数)	在学者数	学校数(学級数)	在学者数
市内在学者	9(24)	117	3(8)	37

資料：市学校教育課（平成 29 年 4 月 7 日現在）

表 小学校・中学校の特別支援学級の学年別在学状況

単位：人

区分	学級数	小学校									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	17(13+4)	13	12	8	21	13	8	4	7	9	95
情緒障がい	14(10+4)	3	7	6	5	5	15	7	6	4	58
肢体不自由	1(1+0)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
弱視	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	32(24+8)	16	19	14	27	18	23	11	13	13	154

資料：市学校教育課（平成 29 年 4 月 7 日現在）

表 小学校・中学校の特別支援学級在学者の推移

単位：人

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	81	75	102	117
中学校	26	33	34	37
計	107	108	136	154

資料：市学校教育課（各年度 4 月 7 日現在）

## 6 雇用・就労等の状況

美濃加茂公共職業安定所管内の障がい者実雇用率は 2.1%、雇用率未達成企業の割合は 40.3%と、実雇用率は全国、岐阜県を上回っています。平成 26 年度から平成 28 年度にかけての新規求職申込数に対する就職率を障害別に見ると、平成 28 年度で身体障がい者が他に比べて低くなっています。

表 美濃加茂公共職業安定所管内の登録者のうち一般企業における障がいのある人の雇用の状況  
単位：%

公共職業安定所管内		岐阜県		全国	
実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
2.1	40.3	1.95	43.3	1.72	51.2

資料：美濃加茂市公共職業安定所（平成 28 年 6 月 1 日現在）

- ※ 50 人以上規模の事業所が対象
- ※ 実雇用率については、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、ダブルカウントした数値となっています。ただし、短時間労働者の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1 人は 1 人としてカウントしています。

表 美濃加茂公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況

単位：人

	平成 26 年度							平成 27 年度						
	身体	知的	精神	発達	難病	高次	その他	身体	知的	精神	発達	難病	高次	その他
新規求職申込数	78	54	94	0	2	2	1	59	41	78	2	6	2	7
就職件数	39	51	58	1	2	1	1	44	38	64	1	2	1	0
新規登録者数	29	28	48	0	1	1	0	21	20	35	0	6	0	6
有効求職者数	182	71	86	4	3	1	0	160	57	81	4	5	0	1

	平成 28 年度						
	身体	知的	精神	発達	難病	高次	その他
新規求職申込数	91	72	90	1	3	3	3
就職件数	38	47	59	0	2	3	3
新規登録者数	23	36	25	0	2	0	1
有効求職者数	147	58	66	3	7	0	1

資料：美濃加茂市公共職業安定所（各年度 3 月 31 日現在）

表 障がい部位別 美濃加茂公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況

		登録者		有効求職者	
		(人)	(%)	(人)	(%)
身体障がい	視覚	27	5.5	13	10.2
	聴覚・言語	66	13.4	11	8.7
	上肢	119	24.2	29	22.8
	下肢	135	27.5	36	28.3
	体幹	38	7.7	10	7.9
	脳病変	6	1.2	1	0.8
	内部疾患	100	20.4	27	21.3
	小計	491	100.0	127	100.0
身体以外	知的	315	53.0	60	39.7
	精神	251	42.3	83	55.0
	発達	8	1.3	2	1.3
	難病	17	2.9	5	3.3
	高次	1	0.2	0	0.0
	その他	2	0.3	1	0.7
	小計	594	100.0	151	100.0
合計	1,085	-	278	-	

資料：美濃加茂市公共職業安定所（平成29年7月31日現在）



障がい福祉サービス事業者及び障がい児者関係団体の 29 団体・事業者からアンケートによるヒアリング結果が得られました。主な意見を整理した結果は以下のとおりです。

### (1) 障がいの理解について

- ・ 障がい者（特に精神障がい者）に対しての一般市民への理解を促す活動を期待する。
- ・ まだまだ施設のことを知ってもらうことができている、皆の活動の様子を少しでも知ってもらえる機会を増やしてほしい。
- ・ 障がい者、障がい福祉サービスへの理解、関心を高める為の地域に向けたセミナーなどを開催し、地域でニーズを促して支援していく事を意識してほしい。
- ・ 障がい福祉サービス等についての情報が十分行き届いていない。（特に新卒者の保護者への配慮が必要。）
- ・ 雇用する側が、障がい者の病気の特徴を理解できていない部分がある（特に精神障がい者に対して）。
- ・ 盲ろう者に理解を深めて、重度障がいについてもっと知ってほしい。
- ・ 内部障がい者が差別されないようヘルプマークの常時携帯のPR。

### (2) 地域共生社会について

- ・ 親と子の高齢化、重度化は家庭での介護に大きな負担となっており、特に「親亡き後」の問題は深刻で、地域で支える支援体制の確立が、どこの市においても要望されている。
- ・ 親亡き後、持ち家で一人で生活する自信のない人が多く、安心して生活できる場所がほしい。
- ・ グループホームを行う施設を増やしてほしい。
- ・ ショートステイを利用できる施設が少ないので、園域で整備してほしい。
- ・ 高齢と障がいの融合施設づくりのために法整備。
- ・ 成年後見制度の基本的制度の理解を推進する研修会の企画実施を行うことで、権利擁護支援体制の拡充を図ると同時に、地域の権利擁護に関する意識の向上を図る。

- ・ 地域共生社会ということが言われているが、その実現のためには今までの福祉概念の変革が必要。また「社会」全体で取り組んでいかなければいけない中で相談支援が果たしていく役割は重要であると認識している。
- ・ 成年後見制度利用の地域の仕組みが必要。
- ・ 権利擁護、成年後見に関する「中核機関」が必要。
- ・ 交通弱者への配慮。
- ・ 困りごとを抱えておられる方への事業所の周知、また関係機関においてもこちらの事業所にどのような療育（サービス）が受けられるのか、特色を紹介する場があったら良い。
- ・ 障がいの中でも、様々な障がいがあるが、重症心身障がいを持って生まれた方々の就学後から、その先の長い人生を支えるためには、難しい点が多くある。現状の福祉では支え切れるとは言えない。

### （３）就学・就労について

- ・ 所得保障の機能を、A型、B型に求め過ぎている。就労支援は、あくまで卒業を前提としたリハビリテーション的役割であったり、企業へとつなぐマネジメント機能であるべきだと思う。
- ・ 精神障がい者の一般就労へのサポートを手厚くしていただきたい。また、企業側の精神障がい者の採用枠拡大。
- ・ 障がい者・児の施設が少なく、特に重度心身障がい児が学校卒業後、市内（住み慣れた地域）では、生活の場が少なく近隣の施設に通入所となっている。
- ・ 近隣市町村との連合体として考える必要もある。例えば市内A型事業所に通う利用者（近隣町に居住）は“移動”に係る経費を理由に事業所通所を継続できなかった。郊外居住者に関して移動面での配慮があるとよい。

### （４）その他

- ・ 特別支援学校の教諭及び保護者に対し、障がい福祉サービスの実態の周知が必要。
- ・ 雨天時等の外出できる施設ができると良い。
- ・ もう少し福祉事業所同士が意見を言い合える意見交流会の場がほしい。
- ・ 地域の福祉事業者の取り組みや、物販ブースを市街地に常設する為のバックアップ。

## 1 計画の基本方針

本計画の上位計画にあたる「美濃加茂市障がい者計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画として策定されています。

「美濃加茂市障がい者計画」では、総合計画の基本理念に呼应するとともに、誰もが地域社会の中で共に暮らししていくことができる社会の実現に向け、誰もが地域の中で当たり前な生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション」と一人の人間としての人間性の回復をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、以下の基本理念を掲げて計画を推進しています。

[障がい者計画 基本理念]

**まあるいまち みのかも 市民がともに支え合うまち**

第5期障がい福祉計画においても、この理念を継承し、国が示す基本的な考え方（基本方針）を踏まえ、障がい福祉に関する取組みを積極的に推進していくものとし、下記のとおり計画の基本方針を位置づけます。

## (1) 想いを実現する体制整備(意思決定支援)

すべての人が、共生社会を構成する価値ある一人として、お互いの存在を認め合い、支え合いながら、望む生き方を実現していくことができるように、障がいのある人の意思や意向、価値観等を熟知し、それらを最大限尊重しながら、意思決定のプロセスに関わることのできる体制整備と人材育成を行います。

さらに、障がいのある人の主体性を尊重し、多様な社会資源の活用による自立（自律）を支えるために、成年後見制度が、市民にとって身近な制度となるよう周知啓発に努め、さらに、その人の状態像に応じて、円滑に利用できるような仕組みの整備を行います。

## (2) 住み慣れた地域で生活し続けるための支援（地域生活支援拠点の整備）

障がいのある人の意思を尊重し住み慣れた地域で生活し続けられるように重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受け入れ体制、サービス等の体験の場、地域生活や就労等の継続に関わるサービス提供体制の充実を地域生活拠点の整備と一体的に図ります。「支えられる側」と「支える側」という画一的な区別や隔たりを取り除き、あらゆる人が、誰かを支えることのできる可能性を秘めていることを基盤とした支援を可能とするために、平成 30 年度より「障がい者基幹相談支援センター」を設立し、相談支援体制の強化とともに取り組みます。

## (3) ライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援

障がいのある人がライフステージの変化の中でも安心して、生きがいを持って暮らすことができるよう、障がい福祉サービスのみならず保育、教育、保健、医療、介護等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことのできる体制を整えます。特に本計画から策定を義務付けられた、「障がい児福祉計画」の推進にあたっては、早期発見と専門的な療育機関や医療機関等へつなげることに努めます。

また、高齢の障がいのある人への支援については、介護保険制度との整合を図り、利用者負担の軽減に努めます。

## (4) 重度心身障がい者支援体制の充実

重度心身障がい者（児）のライフステージに応じた地域課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場の設定に取り組みます。

また、介護保険事業所による共生型サービスの積極的推進等から、医療的ケアにも柔軟に対応できる療育や介護等必要なサービスの整備に努めます。

## 国が示す基本的な考え方

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

### 1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成する。

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

### 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援
- ・協議会の設置等

### 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・地域支援体制の構築
- ・保健、医療、保育、教育、就労支援、障がい福祉等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保

## 2 平成 32 年度の目標値

国の基本方針等に基づき、目標値を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では平成 28 年度末の施設入所者数の 2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、平成 28 年度時点の施設入所者数の 9%以上となっています。

目標	実績値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）
施設入所者	46 人	45 人
施設入所者の削減数		1 人
施設入所から共同生活援助（グループホーム）等へ移行した人数		2.2 人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成 32 年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

目標	目標値 （平成 32 年度）
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が備えられた「地域生活支援拠点等」を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

目標	目標値 (平成32年度)
地域生活支援拠点等を整備（近隣市との圏域で共同設置も検討）	1

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成28年度末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

目標	実績値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
福祉施設から一般就労への移行者	1人	2人
就労移行支援事業利用者数	6人	7人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	—	50%
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	—	80%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1箇所以上設置することとされており、本市においては、平成25年4月より「児童発達支援センターカナリヤの家」を設置しています。

保育所等訪問支援は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされており、本市では既に実施しています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1箇所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、保育、教育、就労支援、障がい福祉等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

※ 児童発達支援センターは、保育所等訪問支援や障がい児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員の整備や障がい児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うほか、地域における療育支援の連携・ネットワークにおいて中核的となる支援機関。

目標	目標値
児童発達支援センターの設置	設置済み
保育所等訪問支援の充実	実施済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で1箇所



## 1 障がい福祉サービス及び相談支援

見込量算出にあたっては、平成27年度から29年度の実績等をもとに、算出します。

## (1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が対象となります。移動時、または、外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

## 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、利用者数の伸び等を見込んで算出しています。

訪問系サービスの利用実績（1月当たり）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
居宅介護	648	42	939	52	1002	57
重度訪問介護	102	1	0	0	13	1
同行援護	24	2	37	3	76	4
行動援護	3	1	6	1	8	1
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの見込量（1月当たり）

	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
居宅介護	1080	60	1098	61	1116	62
重度訪問介護	40	1	50	1	60	1
同行援護	80	5	96	6	99	6
行動援護	32	3	34	3	35	3
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0

## サービス量確保の方策

- 必要なサービスが適切に利用できるように相談支援事業の充実に努めるとともに、美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会においてニーズを把握し、対応策を随時検討していきます。
- 今後、障がいのある人の地域生活への移行が進むとともに、訪問系サービスの利用者の増加が予測されます。また、重度障がい者や精神障がい者に対するサービス提供体制を確保するため、身体・知的障がい者または高齢者の訪問系サービスを実施している事業者に対し、事業の必要性についての理解を図っていきます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 A型：雇成型一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施。 B型：一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気の場合などに、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

## 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、利用者数の伸び、入所施設からの地域生活移行等を見込んで算出しています。

日中系サービスの利用実績（1月当たり）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	2,124	103	2,357	115	2243	116
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	56	3	31	2	60	3
就労移行支援	150	9	81	5	78	5
就労継続支援 （A型）	907	47	1,249	66	1331	67
就労継続支援 （B型）	1,383	79	1,229	73	1218	77
就労定着支援	-	-	-	-	-	-
療養介護	-	3	-	3	-	3
短期入所 （医療型）	13	2	0	0	8	2
短期入所 （福祉型）	248	37	313	40	328	42

日中系サービスの見込量（1月当たり）

	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	2800	147	3273	172	3746	197
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	320	16	380	19	440	22
就労移行支援	100	7	116	8	130	9
就労継続支援 （A型）	1440	80	1620	90	1800	100
就労継続支援 （B型）	1434	91	1601	102	1782	113
就労定着支援	1	1	1	1	1	1
療養介護	-	5	-	6	-	7
短期入所 （医療型）	10	2	12	3	15	3
短期入所 （福祉型）	360	45	384	48	400	50

### サービス量確保の方策

- ・ 就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ・ 障がいのある人の就労機会拡大については、美濃加茂市地域自立支援協議会において対応策を検討するとともに、関係機関との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。さらに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。
- ・ 短期入所は、入所機能を持った施設が必要であることから、既存の入所施設に対して増床を働きかけていくとともに、共同生活援助（グループホーム）の創設に併せて、確保に努めていきます。
- ・ 近隣自治体等と連携し、市内に限らず、市外の事業所でもサービスが提供できるように努めます。また、サービス提供事業所とも連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

### (3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた又は医療機関に入院していた障がい者等に対し、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先、その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、利用者数の伸びを見込んで算出しています。

居住系サービスの利用実績（1月当たり）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
自立生活援助	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	29	30	27
施設入所支援	43	45	47

居住系サービスの見込量（1月当たり）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用見込量	利用見込量	利用見込量
	人	人	人
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	29	31	33
施設入所支援	48	48	48

## サービス量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）等の充実に向けて、市内あるいは近隣市町で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、国庫補助制度の整備事業や改修事業を活用して整備を働きかけていきます。
- 施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、サービス提供事業者と連携を取りながら、障がい支援区分等を適切に判断するとともに、利用者ニーズに応じて設備・人員の充実等の環境整備や地域での居住の場の確保に努めます。
- 障がいに対する知識の普及啓発や交流等を通じて、障がいのある人に対する正しい理解の促進に努めます。

## （４）相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等、必要な相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談支援を行います。

## 見込量算出の考え方

入所施設からの地域生活移行による新たなサービスの利用や今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

相談支援の利用実績（1月当たり）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
計画相談支援	70	78	52
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

相談支援の見込量（1月当たり）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用見込量	利用見込量	利用見込量
	人	人	人
計画相談支援	80	120	150
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

## サービス量確保の方策

- ・ 指定相談支援事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 法改正に伴う対象者の拡大を踏まえ、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。
- ・ 障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。



## (5) 障がい児通所、相談支援

サービス名	内 容
児童発達支援	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等その他施設にて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の給付決定等について、障がい児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障がい児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。

### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、利用者数の伸びを見込んで算出しています。

障がい児通所、相談支援の利用実績（1月当たり）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数	利用量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
児童発達支援	419	116	437	105	424	111
医療型児童発達支援	8	2	8	5	0	0
放課後等デイサービス	636	51	852	66	1128	105
保育所等訪問支援	4	2	8	5	6	3
障がい児相談支援		17		17		28

障がい児通所、相談支援の見込量（1月当たり）

	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数	利用 見込量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
児童発達 支援	448	112	452	113	456	114
医療型児童 発達支援	18	6	21	7	24	8
放課後等 デイサービス	1210	110	1320	120	1436	130
保育所等 訪問支援	8	4	8	4	10	5
居宅訪問型児 童発達支援	2	1	2	1	2	1
障がい児 相談支援		30		35		40

### サービス量確保の方策

- 既存の障がい児通所支援サービス提供事業所に対し、利用可能枠の拡大を働きかけます。
- 既存の障がい福祉サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。

## 2

## 地域生活支援事業

## (1) 必須事業

## ① 相談支援事業、成年後見制度利用支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
1 相談支援事業	①障がい者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	②自立支援協議会 相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。
	③相談支援機能強化事業 相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能強化を図ります。
	④住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に、入居に必要な調整等に関する支援や、家主等への相談・助言等を行い、障がいのある人の地域生活の支援を行います。
2 成年後見制度利用支援事業	障がいのある人が地域で生活するにあたって、その権利を擁護するために必要となる、成年後見制度を利用するための支援を行います。

## 見込量算出の考え方

相談支援事業を充実させながら、引き続き、事業を実施します。

相談支援事業の利用実績

事業名		項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1 相談支援事業	① 障害者相談支援事業	か所	6	6	6
	② 自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	③ 基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
2 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度法人後見支援事業	か所	無	無	無

相談支援事業の見込量

事業名		項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
1 相談支援事業	① 障がい者相談支援事業	か所	6	6	6
	② 自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	③ 基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
2 制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

サービス量確保の方策

- 相談支援事業については、適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援を実施します。
- 美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業の適切な実施や地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がい者に係る計画に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。また、成年後見制度法人後見支援事業については、「社会貢献型後見人」を含めた法人後見支援事業を研究・検討していきます。

## ② 意思疎通支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の設置や手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

### 見込量算出の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

意思疎通支援事業の利用実績

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
	手話通訳者 設置事業（人）	1	1	1
	手話通訳 派遣事業（人）	106	125	127
	要約筆記 派遣事業（人）	122	115	100

意思疎通支援事業の見込量

事業名	項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
	手話通訳者 設置事業（人）	1	1	1
意思疎通支援事業	手話通訳 派遣事業（人）	129	130	132
	要約筆記 派遣事業（人）	110	112	144

### サービス量確保の方策

- ・ 手話奉仕員、要約筆記者等の育成に努めます。

### ③ 日常生活用具給付等事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）に対し、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費を給付します。

#### 見込量算出の考え方

平成27年度から29年度の実績を基礎として利用者数を見込んで算出しています。

日常生活用具給付等事業の利用実績

事業名		項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	8	13	8
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数 (件)	5	9	4
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数 (件)	13	12	16
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	7	3	8
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	922	949	1000
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数 (件)	1	1	1

日常生活用具給付等事業の見込量

事業名		項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	13	13	13
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数 (件)	9	9	9
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数 (件)	13	13	13
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	7	7	7
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	1,023	1,060	1,097
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数 (件)	1	1	1

サービス量確保の方策

- ・ 障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- ・ 障がいのある人のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的な種目等の見直しを検討するとともに、利用を促進するための周知に努めます。

#### ④ 移動支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、地域で自立した生活及び社会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。

#### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

移動支援事業の利用実績

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	18	24	26
	延利用時間数 (時間)	1,124	1,522	1500

移動支援事業の見込量

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	26	27	28
	延利用時間数 (時間)	1520	1530	1540

#### サービス量確保の方策

- ・ 障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後も利用量の増加が見込まれ、適切にサービスを利用できるよう、対象者の範囲や要件、利用方法等を検討します。



## ⑤ 地域活動支援センター

事業名	内容・実施に関する考え方
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障がいのある人の地域生活支援を行います。

### 見込量算出の考え方

今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

地域活動支援センターの利用実績

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター	市内実施箇所数 (か所)	1	1	1
	延利用件数 (件)	4,121	3,532	3,532

地域活動支援センターの見込量

事業名	項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター	市内実施箇所数 (か所)	1	1	1
	延利用件数 (件)	4,000	4,000	4,000

### サービス量確保の方策

- ・ 障がいのある人の自立、社会参加を図るため、障がいのある人の多様なニーズに沿った、柔軟な事業の実施を検討します。

## (2) 任意事業

### ① 訪問入浴サービス

事業名	内容・実施に関する考え方
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

#### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

訪問入浴サービスの利用実績

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	1	4	3
	延べ利用 回数 (回)	30	130	338
	市内実施事業 所数 (か所)	1	1	1

訪問入浴サービスの見込量

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	4	4	4
	延べ利用 回数 (回)	340	350	360
	市内実施事業 所数 (か所)	1	1	1

#### サービス量確保の方策

- ・ 地域における重度身体障がいのある人等の生活を支援するため、引き続き、継続実施します。

## ② 日中一時支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。

### 見込量算出の考え方

今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

日中一時支援事業の利用実績

事業名	項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	121	70	60
	延べ利用 日数(日)	4,549	4,371	4500
	市の指定する 事業所	22	25	27

日中一時支援事業の見込量

事業名	項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	95	102	109
	延べ利用 日数(日)	4590	4600	4650
	市の指定する 事業所	27	27	27

### サービス量確保の方策

- 障がいのある人の家族や介護者の就労支援や一時的な休息のための一時預かり事業を充実させるとともに、日中一時支援が必要な障がいのある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図ります。

### ③ 自動車運転免許取得費の助成

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車運転免許取得費の助成	障がい者が、社会参加のために普通自動車運転免許を取得する場合に、取得費用の一部を助成します。

#### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、就労移行支援等の推進による障がいのある方の社会参加の増加を加味し、利用者数の増加を見込んで算出しています。

自動車運転免許取得費の助成の利用実績

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得費の助成	実利用者数 (人)	1	1	3

自動車運転免許取得費の助成の見込量

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得費の助成	実利用者数 (人)	3	3	3

#### サービス量確保の方策

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

#### ④ 自動車改造費の助成

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車改造費の助成	身体障がい者が、社会参加のために自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

#### 見込量算出の考え方

平成 27 年度から 29 年度の実績を基礎として、就労移行支援等の推進による障がいのある方の社会参加の増加を加味し、利用者数の増加を見込んで算出しています。

自動車改造費の助成の利用実績

事業名	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車改造費の助成	実利用者数 (人)	6	1	2

自動車改造費の助成の見込量

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車改造費の助成	実利用者数 (人)	3	3	3

#### サービス量確保の方策

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

## 1 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画については、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がい者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

## 2 計画の推進体制の充実

美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

## 3 関係機関との連携

障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町村をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

## 4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で示した各年度のサービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、PDCA サイクルに基づき、計画の達成状況の点検・評価を行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。

**美濃加茂市第5期障がい福祉計画**

平成30年3月

発行：美濃加茂市 健康福祉部 福祉課  
〒505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

電話：0574-25-2111

FAX：0574-24-0290